

地域密着型通所介護 重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 045-410-7717 (午前8時00分～午後5時15分まで)

担当 代表取締役 山出 貴宏

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 生活維持向上倶楽部「匠」の概要

①提供できるサービスの種類と地域

名 称	生活維持向上倶楽部「匠」
所 在 地	横浜市泉区中田東 1-3-21 鈴木ビル 1 階
介護保険指定番号	地域密着型通所介護 (神奈川県 1493600447 号)
サービスを提供する対象地域	泉区、戸塚区

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

②同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
生活相談員	社会福祉士	1		相談業務	1
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練業務	1
介護職員		1	3	生活サポート	4

人員数は変更場合があります。

③同事業所の設備の概要

定 員	10 名	静 養 室	1 室 1 床
食堂兼機能訓練室	1 室	相 談 室	1 室
浴 室	一般浴槽 1ヶ所	送 迎 車	2 台

④営業時間

月～土	午前8時00分～午後5時15分(祝日含む)
定休日	日曜日 12月30日～1月3日

* 緊急連絡電話 事業責任者及び電話：代表取締役 山出 貴宏 (電話 080-6603-8527)

3. サービス内容

①送迎 基本的には当事業所の車両にてご自宅までお迎えに行きます。

送迎方法 事業所対応・家族・その他
その他 ()

※道路状況や天候により遅延する場合がございます。

②食事 提携している配食業者から届きます。献立は栄養士の指示によるものです。

③入浴 ご希望のお客様には当施設の浴室をご利用頂けます。

④生活相談 住宅改修から将来の施設入居等のご相談に相談員が適切な助言等をさせて頂きます。

⑤服薬管理 当事業所利用中に服薬の管理を行います。

※薬の変更等あった場合はお知らせ下さい。

※連絡ノートのファイルに薬は入れておいて下さい。

4、料金

①利用料金

<地域密着型通所介護利用料>

		単位数	1割負担	2割負担	3割
7時間 以上	要介護1	753	¥808	¥1,615	¥2,422
	要介護2	890	¥954	¥1,908	¥2,862
8時間 未満	要介護3	1,032	¥1,107	¥2,213	¥3,319
	要介護4	1,172	¥1,257	¥2,241	¥3,769
	要介護5	1,312	¥1,407	¥2,504	¥4,220

加算内容

入浴介助加算Ⅰ	40	¥43	¥86	¥129
個別機能訓練加算Ⅰイ	56	¥60	¥120	¥180
サービス提供体制加算Ⅲ	6	¥7	¥13	¥20
送迎を行わない場合の減算	-47	-51	-101	-151
科学的介護推進体制加算(月)	40	¥43	¥86	¥129
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(介護報酬総単位数×9.2%)×10.72(地域単価)			

注 利用者負担額 (1割)の算出方法(負担割合2割は、0.8を乗じた額となります)
 ① の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円=〇〇円(1円未満切り捨て)
 〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)
 ※10.72円は横浜市(2級地)の地域加算
 ※介護職員処遇改善加算(9.2%)の利用者負担額(1割)は、
 上記額－(上記額×0.9(1円未満切り捨て))
 ※負担割合は1割負担の場合、0.9、2割負担の場合は、0.8、3割負担の場合は0.7。

- ・昼食代(お茶菓子代含む)＋活動費 1回あたり900円(全額自己負担)
 ※特別食の場合、料金が変わる可能性があります。
 ※食材費や消費税による昼食代の変動がある際は、昼食費が上がる可能性があります。
 当事業所においては配食サービスを利用していますのでご了承下さい。

・おむつ代

使用されている方は替えの分を持参してください。
 足りない際は事業所分を使用の為以下料金が掛かります。

・紙おむつ代・1枚 150円/パット代・1枚 50円/リハビリパンツ代・1枚 200円

②キャンセル料 お客様のご都合で当日サービスを中止する場合、下記のキャンセル料に昼食費がかかる場合があります。(利用当日の急な体調不良を除く)

① ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡頂いた場合(留守番電話あり)	無料
(午後5時以降留守番電話に切り替わっている時があります。緊急の場合は留守番電話にて対応し、翌朝8時までに確認の連絡を入れさせていただきます。)	
② ご利用日の当日午前8時までにご連絡頂いた場合	なし
③ ご利用日の当日午前8時(留守番電話可)までにご連絡がなかった場合	900円
④ ご利用日の朝8時以降または、送迎時のキャンセルの場合	1000円

- * ご利用日が月曜日の場合は金曜日の17時までにご連絡下さい。(045-410-7717)
- * 当日、やむ得なく(希望・体調不良等)時間短縮利用の際はご相談の元、短縮利用料金を頂く場合もございます。(その際、基本的に5時間-7時間の算定対応となります。)
- * 人員配置、配食及び運行ルートの関係がございますのでキャンセル連絡は早めをお願い致します。
- * 昼食は前日に配食依頼をしている関係上、当日の体調不良によるキャンセルは昼食費のみをいただく場合がございます。(体調不良でのキャンセルの際は、当日朝8時(留守番電話可)までにご連絡下さい)

③ 支払方法

毎月、第3週目頃に前月分の請求を致しますので、30日以内にお支払い下さい。
お支払い頂きますと、領収証を発行致します。
お支払方法は、現金でのお支払いをお願い致します。

5. サービスの利用方法

① サービスの利用開始

担当のケアマネージャとご相談ください。
地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

- ・ お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ・ 当社の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。
- ・ 自動終了

③ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- * お客様が介護保険施設に入所した場合
- * 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- * お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

以下の場合、お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。

- * 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- * 守秘義務に反した場合
- * お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- * 当社が破産した場合

以下の場合、文書で通知する事により、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

- * お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず30日以内にお支払いがない場合
- * お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- * お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合
- * お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

6. 当事業所の経営

<社名>

「NGU」= Never Give Up （何事にも絶対に諦めない心を持ち続ける。）

<理念>

「道はどんなに険しくても笑って過ごそう！！」

すべての原点はここにあり！！迷った時は原点にもどり、笑って過ごせる環境を創って行こう！

・生活維持向上倶楽部「匠」

じりつ支援・社会貢献・地域交流など、様々な取り組みを通してLife Creatorとしてその人の生活の営みを全力でサポートして参ります。

<特徴>

同法人の生活維持向上倶楽部「扉」の活動内容やサポート方法を継承し、更に社会貢献・循環型の活動にも力を注ぐことで地域との交流を深め、社会とのつながりを大切に継続してサポートしていきます。又、職員体制としまして、機能訓練指導員として理学療法士を配置し、より一層身体面においてもアプローチ出来る様関わらせて頂きます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	主治医氏名	病院		科	医師
	住所・電話				
親族	氏 名				
	住 所				
	電話・携帯				
	勤 務 先				
代理人	住所・電話			関係	

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 消防署の指示に従い、消防設備士の誘導による適切な避難を致します。
- ・ 防災設備 消火器、非常口を確保しております。
- ・ 防災訓練 年に2回行います。

9. サービス内容に関する苦情

① 事業所ご利用者相談・苦情担当

管理者 西田 大輔

電話 045-410-7717

FAX 045-410-7800

受付時間 9:00～17:00

不在時は下記に連絡して下さい。

電話 080-6603-8527

② 保連合会苦情相談窓口（神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課）

受付時間（土・日・祝祭日を除く）午前9時00分～午後5時00分

苦情相談窓口専用 0570-022110 又は 045-329-3447（直通）

FAX 0570-033110

③ 泉区役所 高齢・障がい支援課

TEL: 045-800-2436

④ 戸塚区役所 高齢・障がい支援課

TEL: 045-866-8452

10. 当社の概要

法人	株式会社NGU
所在地	横浜市泉区中田東3丁目6-42
代表者名	代表取締役 山出 貴宏

____年 ____月 ____日

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

[法人]	株式会社NGU
[所在地]	横浜市泉区中田東3-6-42
[事業所名]	生活維持向上倶楽部「匠」(事業所番号 神奈川県 1493600447号)
[所在地]	横浜市泉区中田東1-3-21
[代表者名]	代表取締役 山出貴宏

説明者

____[氏名]____

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型通所介護についての重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 _____[住所]_____

_____[氏名]_____

(代理人) _____[住所]_____

_____[氏名]_____ (続柄 _____)